

山陽小野田市業務委託低入札価格調査実施要領

平成25年4月1日制定

令和7年4月1日改正

令和8年10月1日改正

1 趣旨

この要領は、市が発注する業務委託契約（建設工事に係る測量、設計、調査等を除く。以下同じ。）の締結に当たり、山陽小野田市財務規則第94条の規定に基づく最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合（以下「低入札価格調査制度」という）の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる業務委託

契約担当者は、市が指名競争入札により発注するもののうち、予定価格が100万円を超えるもので、次に掲げる業務に係る委託契約について、低入札価格調査制度を適用するものとする。

ア 庁舎その他の施設の清掃業務

イ 庁舎その他の施設の電気設備又は機械設備の保守の業務

ウ 警備業務（人的警備に限る。）

エ 給食業務

オ 一般廃棄物収集運搬業務

3 調査基準価格の設定

調査基準価格は、次の各号によるものとする。

（1）算出基礎により算定できるもの

予定価格の算出基礎となった「直接人件費の額＋直接物品費の額＋業務管理費に100分の30を乗じて得た額＋一般管理費に100分の30を乗じて得た額」（費目毎に所定の率を乗じたもの（1円未満の端数は切り捨てた額）を合計）とする。

（2）前号によりがたいもの

入札書比較価格に100分の81を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てた額）とする。

4 入札参加者への周知

契約担当者は、入札説明書等に明記すること等により、当該入札においては調査基準価格を下回った入札を行った者は必ずしも落札者とならず、落札結果を保留し、調査後改めて落札者を決定する旨及び調査基準価格を算定する率（入札書比較価格に占める割合）を入札執行前に入札参加者に周知するものとする。

5 調査の対象

調査の対象とするものは、入札価格が調査基準価格に満たないものとする。

6 入札の執行

入札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合は、入札執行者は「調査基準価格未満の入札があったので落札決定を保留する」旨を宣言し入札を終了する。この場合において、入札執行者は、当該入札に係る契約担当者を所掌する部長（以下「所属部長」という。）に対して、様式第1号により低入札価格についての調査を依頼するものとする。

7 調査の実施

- (1) 契約担当者は、低入札価格で入札が行われた場合、速やかに当該低価格入札を行った業者（以下「該当入札者」という。）からの事情聴取等の調査を実施するものとする。
- (2) 本調査は次の手順で実施するものとする。
 - ① 該当入札者に対して、8の調査内容に掲げる資料を提出させ、事情聴取を行う。
 - ② 所属部長は、低入札価格の適否を判断し、原則として7日以内に入札執行者へ様式第2号及び様式第3号により報告するものとする。なお、軽微な業務については所属部長の判断により、調査内容を簡略化することができる。

8 調査内容

7の調査において、提出させる資料は次に掲げるものとする。

- ① 入札価格の内訳書
- ② 低入札価格調査票 (様式第4号)
- ③ 手持ち業務の状況 (様式第5号)
- ④ 過去に受注した公共の業務実績 (様式第6号)
- ⑤ 業務の実施体制 (様式第7号)

9 判断基準

調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か等の判断は、別表に規定する業務委託低入札価格調査判断基準に基づき行うものとする。

10 調査結果の通知

- (1) 最低価格の入札者を落札者とする場合
契約担当者は、最低価格の入札者と契約しても契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、当該入札者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者にもその旨を知らせるものとする。
- (2) 最低価格の入札書を落札者とししない場合
契約担当者は、調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、公正入札調査委員会に諮って落札者を決定

するものとする。この場合において、次順位以下の入札者を落札者としたときは、当該最低価格で申込みをした者に対しては落札者とし、落札者に対してはその者に落札が決定した旨を通知するとともに、他の入札者にもその旨を知らせるものとする。

1 1 契約後の取扱い

この要領の規定による調査を実施した業務については、契約締結後においても、当該調査で提出させた資料等及び調査記録を基に、実際の業務内容が調査時の内容と差異がないか、ある場合はその理由について確認するものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。